

ＥＵの農産物貿易

— 途上国への影響（I） —

磯野 喜美子

I はじめに

II 共通農業政策（CAP）改革の推移

2. 1 CAP成立から90年代初頭まで

2. 2 1992年改革（マックシャリー改革）

2. 3 Agenda 2000 改革

2. 4 2003年6月改革

III E Uの農産物貿易問題

3. 1 CAPの輸出補助金について

3. 2 E U対途上国の農産物貿易 — 事例紹介 —

IV GATT/WTOにおける農産物貿易問題

V おわりに

I はじめに

EC/EU¹はその農業をローマ条約の第39条に定められた共通農業政策（the Common Agricultural Policy: CAP）により運営してほぼ半世紀が過ぎようとしている。CAPの保護主義は農産物共通価格の高価格支持、域外からの農産物には輸入課徴金、域内農産物の輸出には輸出補助金等を基本に運営された。その結果、この高価格支持は生産を刺激し自給率100%を達成した後には過剰生産を招起し、域内過剰農産物は補助金付で世界市場へその販路を求めて流出している。穀物・酪農製品・砂糖に関してE Uは輸出国である。

世界農産物市場は1970年代初頭以降、このE Uの農産物輸出国への転換によって影響を受けている。特に伝統的農産物輸出国及び農産物輸出に依存してきた途上国への影響は問

1 欧州共同体の表記は、設立から1992年までは the European Community: EC、マーストリヒト条約発効の1993年からは the European Union: EUと変更されている。本稿ではこの認識を基礎にしつつ、年代によってはEC、EC/EUとすべき場合もあるが特に必要がある場合を除いて、以後の表記はE Uとする。

題となっている。本稿ではEUの農産物輸出国への転換による途上国への影響を検討することを課題とする。

II 共通農業政策（CAP）改革の推移

2. 1 CAP成立から90年代初頭まで

第二次大戦後、欧州農業は戦時下での農業へのダメージを復興し、安定した食料供給確保を共同体施策により運営・維持されてきた。欧州統合の為の統一市場構築の基盤としても位置付けられた。

欧州経済共同体を設立する条約・ローマ条約に農業政策・共通農業政策の目的をあげ、欧州統合への一環として農業共通市場の設立が開始された。

このローマ条約39条（TC, 33条）に挙げられた〔共通農業政策の目的〕は、次の通りである。

- (a) 技術的進歩を促進することにより、並びに農業生産の合理的発展と生産要素特に労働力の最善の利用とを確保することにより、農業生産性を向上させること。
- (b) 特に農業従事者の個人的所得を増加させることにより、農業人口に公正な生活水準を確保すること
- (c) 市場を安定させること
- (d) 供給の安定を確保すること
- (e) 消費者に対する合理的な価格での食料の供給を確保すること

また、CAP三原則は次の通り：

- ① 共通市場
- ② 域内市場の優先
- ③ 財政政策の統一（共通財源）

これらの法的な枠組み・政策システムの要点は次の通りである。域内農産物には共通価格（統一価格）が設定され、生産量を市場が吸収できない過剰産品となった場合は公的機関が介入買い上げを行う。域内市場優先のため、輸入品が域内価格より低価での輸入は認められず輸入課徴金の支払いが義務化される。域内過剰農産物輸出に際して域外市場価格が域内価格より安い場合は輸出補助金を補助する制度である。

このCAPに関する法制上の扱いは改正されること無く現在も維持されている。

上記の目的と原則によって運営されているCAPはその保護水準が高いことによりさまざまな問題を提起している。この諸問題を解決すべくCAPは1968年のマンスホルト・プランを手始めに、現在まで改革への努力が継続している。その展開過程を概観する。

先ず、1960年代前半からC A Pはその目的に向かって展開された。即ち、規模と経営、技術面での資金援助は目的を達成するために有効に利用され農業を再建していった。中でも共通市場実現のための価格支持・共通価格は当初加盟国の既存農業保護政策の特徴を反映した合成物と言える。

支持価格のレベルは、当時各方面から憂慮されたのではあるが、非常に高く設定された。この高価格支持・介入買い上げ（オープンエンド）システムは農民の生産意欲を持続させ、生産過剰と、財政負担増大は深刻化した。

穀物生産過剰の詳細は拙稿を参照²。

70～80年代に支持価格の見直し努力、生産調整（生産者責任賦課金等）施策など種々なCAP改革が実施された。しかしながら生産過剰・財政負担改善については十分な効果は得られなかった。

2. 2 1992年改革（マックシャリー改革）

1986～1994年GATT ウルグアイ・ラウンド農業交渉過程で、C A P改革は新たな段階を迎える。これが1992年改革である。当時の欧州委員会農業委員マックシャリーの名をとってマックシャリー改革とも称されている。

同改革案は1992年5月に合意され、93年から施行。

この改革はC A Pに新段階を標した。本改革の基本目的：価格政策から所得問題を切り離すこと。穀物、牛肉、酪農製品の価格引下げを行い、引下げにより収入減となる農業者へは、直接所得補償（直接支払い）を行う。価格政策は農産物市場機能をより強化する方向をとり、セットアサイドシステムと環境保護を志向する生産方法の導入を奨励し生産抑制を実現する。

この改革の実現は、域内の消費者・納税者の批判、環境保護運動からの要請、予算圧力など域内からの諸要因に加えて、先に示した当時進行中のGATT ウルグアイ・ラウンド・国際農産物貿易交渉からの強い圧力によるものであった³。

2. 3 Agenda 2000改革

E Uは統合過程で中東欧諸国の加盟を視野に入れて、1997年にAgenda 2000を発表した。これは欧州委員会がE Uの中・東欧への拡大に向けて政策方針を示した一種の計画文

2 磯野喜美子、「共通農業政策（C A P）下での穀物過剰問題について」、『日本E C学会年報』第7号（1987）、p. 88～111、有斐閣。

3 磯野喜美子、「共通農業政策（C A P）改革の現段階」、『日本E U学会年報』第20号（2000）、p. 235～257、英文サマリー p. 345～346、有斐閣。を参照。

書である。その主な内容は欧州委員会の組織改編、閣僚理事会の意思決定について特定多数決制の拡大、経済成長・雇用・生活の質の向上に関する域内政策拡充の提案を含んでいたが、中心的課題はC A P改革、構造基金改革、及び財政について2000～2006年の枠組み決定、W T O交渉への対応準備等であった。C A Pに関しては、1999年3月に改革案は提示されたが、2002年に中間見直し（The Midterm Review MTR）を前提としたものであった。この間のC A P改革への取り組み・実現過程は拙稿を参照⁴。

2. 4 2003年6月改革

2002年7月のM T Rをへて、2003年6月26日に次の内容の改革案が農相理事会で採択された。支持価格の引き下げ、デカップリングについては欧州委員会提案よりも総じて後退したものとなった。

2003年6月E U農相理事会合意概要：

① 支持価格

* 穀物 —> 支持価格引下げは実施しない

* コメ —> 支持価格引下げ（50%）実施

 直接支払いの引き上げ（支持価格引下げ分のおよそ80%）

* 酪農 —> 支持価格引下げ（脱脂粉乳15%，バター25%）実施

 直接支払いの引き上げ（生乳について）

② 直接支払い

a) 部分的にデカップリングしていく

小麦、コメ、牛肉、酪農産品等を対象として2005年から実施、2年間の猶予、酪農に対しては2008年から適用

その他の産品については一定程度を現状維持：* 穀物（コメを除く）等は25%まで現状維持 * 牛肉 子牛付雌牛奨励金100%，屠殺奨励金40%まで現状維持など、* 羊と山羊50%まで現状維持

b) 直接支払いの段階的削減

年あたり5,000ユーロ以上受給する農家を対象に2005年には3%，2006年に4%，2007年以降5%を削減し、その削減分を農村開発へ配分する。

③ 農村開発

この分野については欧州委員会原案通り合意された。これまでの農村環境保護、植林、条件不利地域、早期離農対策のほかに品質、食品安全、動物愛護を追加。

4 磯野喜美子「共通農業政策（C A P）改革の歩み —— M T Rを中心にして ——」、『日本E U学会年報』第23号（2003年），p. 251～277，英文サマリー p. 311～312，有斐閣。

本改革について欧州委員会はC A P運営の軸足を、第一のピラー（生産中心主義から）から、第二のピラー（農村対策・環境保護を中心とした豊かな農村運営）へ政策重点シフトを強調している。しかし、支持価格の引き下げは穀物については実現しないなど、今後に課題を残すものである。

詳細については、脚注⁵参照：

付言すれば、補償支払いから直接支払いへ転換した結果、農民の受け取りは依然として大規模農に有利に、小規模には配分率は低下している。

20%の大規模農家へ80%の補助金が配分されていると言うこれまでの配分構造に変化は見られないのが現在までの改革結果⁶である。

III E Uの農産物貿易問題

第I章で述べたように、C A Pによる高価格支持、介入買い上げ（当初はオープンエンド）、域内市場優先の実施による過剰生産品は域外へと販路を求めて、E Uは農産物輸出国となっている。世界貿易市場における農産物輸出の比率とE U農産物の域内輸出・入比率は表3-1に示した。このデータからはE U農産物の収支バランスはほぼ均衡している。しかし、重要なのはE Uをして農産物輸出国へのシフトを可能にした農業補助政策・C A P下での輸出補助金の実態である。この輸出補助金の概要を次に述べる。

3. 1 C A Pの輸出補助金について

C A Pの共通価格（統一価格）は域内加盟国の農業保護水準を反映して、当初から高く決められてきた。域内の共通価格と世界市場価格を比較した場合、農産物市場が逼迫した

表3-1 E U貿易に占める農産物の輸出・輸入バランス

単位(%)

年次	1999	2000	2001	2002
世界総輸出に占める農産物輸出	7	6.1	6.4	na
E U総輸出に占める農産物輸出	6.7	6.2	6.1	6.1
E U総輸入に占める農産物輸入	6.9	5.7	6	6.2

Sources: European Commission: Eurostat and Directorate-General for Agriculture. World exports: Comtrade.

⁵ European Commission, Directorate General for Agriculture, "CAP reform summary" Newsletter Special Edition, July 2003.

⁶ 磯野喜美子, op.cit., p. 271~272を参照。

ブームの1975年を除いて常にEU域内共通価格の方が世界市場価格を上まわる状況が継続している。

因みに、EU域内の食糧自給率の統計は表3-2に示した通りである。

域内の過剰農産物輸出に際しては、輸出補助金付の輸出となる。この輸出補助金の近年データは表3-3に示した通りである。

表3-2 EUに於ける主な農産物自給率

		EC9カ国(%)	EC9カ国(%)	EU15カ国(%)
		1968/69	1978/79	1999/2000
穀物	米を除いた全穀物	86	97	115
	小麦	94	104	120
	ライ麦	100	108	152
	大麦	103	112	124
	ジャガイモ	100	101	103
	砂糖	82	124	138
	ワイン	97	99	109
酪農	ミルク(生乳)	100	na	100
	粉乳(全乳)	166	na	201
	脱脂粉乳	140	na	132
	チーズ	98	na	105
	バター	91	na	99
肉類	全肉類	93	na	107
	牛肉	89	99	105
	豚肉	100	na	108
	家禽肉	101	105	111
	羊及山羊	56	67	83
	卵	99	101	102

注：1968/69及び1978/79については、EC農業年次報告書1981年、p.222～223を参照
1999/2000については同報告書1999年による

表3-3 砂糖とミルク・乳製品の輸出補助金 1999～2004年のデータ

単位：Mio EUR

	1999	2001	2002	2004 ⁽¹⁾
砂糖	1592.6	1438.8	1151.6	1285
ミルクと乳製品	1439.4	1671	1159.6	1634
輸出補助金支出合計	5572.8	5646.2	3432.3	4008
EAGAFFS補償部門支出合計	39876.3	40466.7	43214.3	na

注(1) Agra Europe No2105, May 14, 2004, pA/2

出所：Agriculture in the European Union Statistical and economic information 1999～2003.

表 3－4 E U予算に占めるC A P支出比

単位：%

	1973	1989	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003
C A P支出/E U予算	80.6	67	55.9	52.3	54.1	50.7	48.1	46.2	47.7

出所：European Commission,
European Commission annual report 農業年次報告書より作成

E U域内過剰農産品を世界市場へ輸出する実態としては、穀物、砂糖、酪農製品がトップ3である。2002年の場合、砂糖、酪農製品輸出に総輸出補助金の67%が支出されている。

C A P改革過程でこの輸出補助金が世界的に取り上げられはじめたのはGATT・U Rである。以後、農業政策改革・保護水準削減3つの要素（国内支持の削減、輸出補助金の廃止、市場アクセス）の一つである。

なお、E U予算に占めるC A Pへの支出比は1980年代末では80%～70%を占め、C A P改革要請の大きな原因であったが、前章で示した1999年改革を経た2000年以降は47～8%レベルを維持している。表3－4を参照。これはAgenda 2000改革の中心的要素・予算シーリング、Budget Disciplineの実行効果の現れと見ることができる。

3. 2 E U対途上国の農産物貿易——事例紹介——

筆者は1985年に「E C共通農業政策C A Pの途上国への影響」のテーマで小論を発表した⁷。その内容は、C A Pによる高価格支持と生産過剰が第三国へ与えた影響をキャッサバと砂糖を取り上げて分析し、農業保護政策の対外関係、特に途上国に及ぼす影響を検討した。

この問題意識は現在でも持続しているが、W T Oの発足以来、特にシアトル会議以降に途上国から先進国への圧力（貿易諸問題・農業保護を含む）、批判がこれまでにも増して強くなっている。E U輸出補助金、C A Pの生産補助金もその対象である。本稿の脈絡から、これらをとり上げた事例分析を若干紹介してみたい。

3. 2. 1 E U酪農產品の世界輸出

C A Pの酪農支持制度からくる過剰生産品は主に加工され、世界市場へと輸出されている。現状分析として先駆的な文献：“Oxfam Briefing Paper No. 34”（OBP34）のデータ引用で説明する⁸。

7 磯野喜美子、「E C共通農業政策C A Pの途上国への影響」同志社大学大学院『商学論集』第20号、p. 18～36、昭和60年（1985年）。

8 Oxfamについては次を参照：<http://www.oxfam.org.uk>

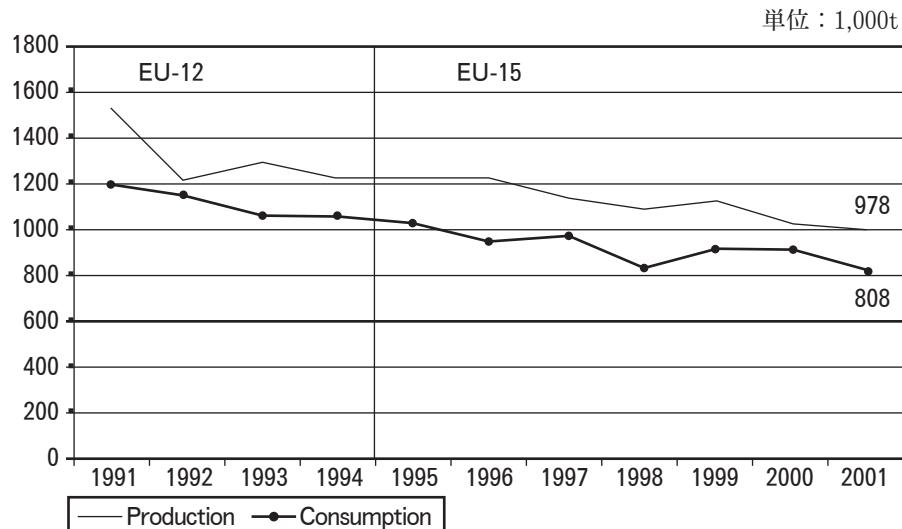


図3-1-① EU域内のスキムミルク・生産と消費の推移

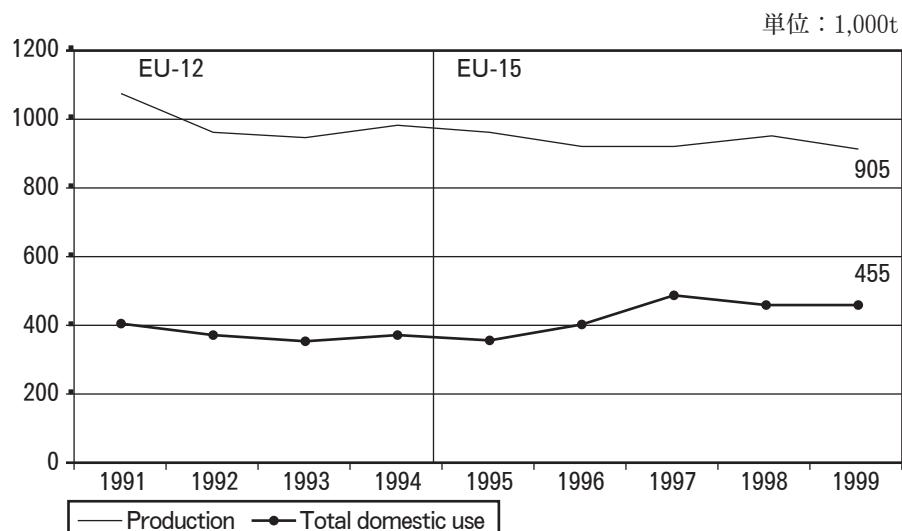
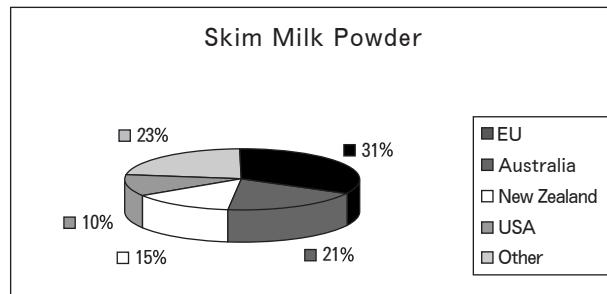


図3-1-② EU域内の全乳粉ミルク・生産と消費の推移

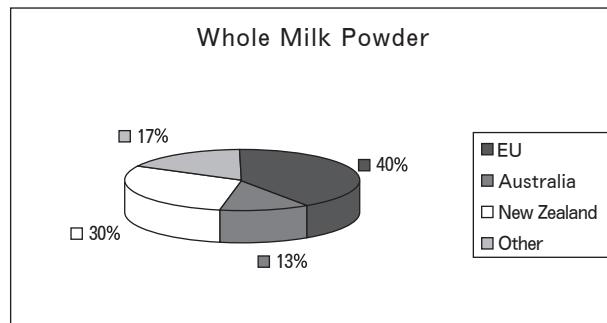
まず、EU域内の酪農產品（skimmed milk powder スキムミルク SMP と whole milk powder WMP 全乳粉ミルク）の生産・消費の統計は図3-1-①及図3-1-②（出所：OBP34 p. 26.）に示した。酪農產品の過剰は1960年代末より継続している。図3-1-②が示しているこの時期の特徴は、EUの第4次拡大でEU加盟国は15カ国となり1995年半ば以降WMPの消費が増えて過剰の幅が縮小していることである。

また、世界酪農輸出市場に占めるEUのシェアを前記品目について図3-2-①及図3-2-②で示した（出所：OBP34 p. 22.）。



出所：(OBP34) p. 22 Annex 1: World Dairy Export Market Shares (2000)

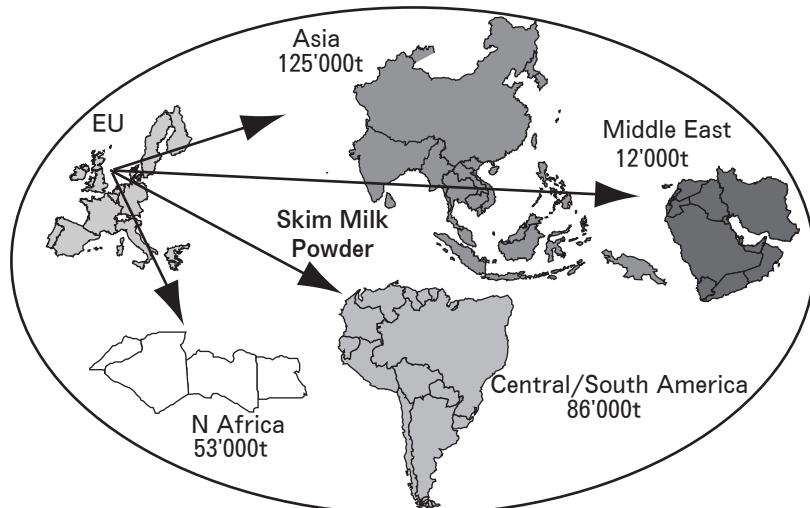
図3-2-① 世界酪農製品市場に占めるEUの比率：スキムミルク



出所：(OBP34) p. 22 Annex 1: World Dairy Export Market Shares (2000)

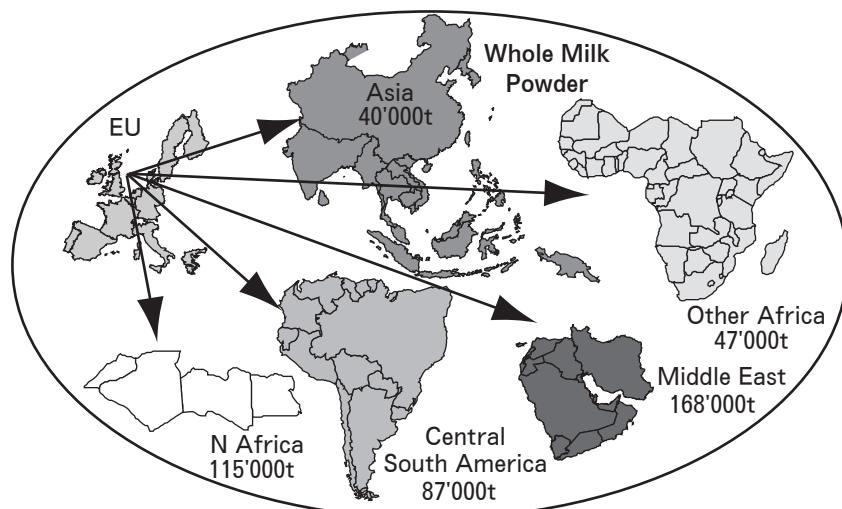
図3-2-② 世界酪農製品市場に占めるEUの比率：全乳粉ミルク

これらのEU酪農品輸出先の地域別分類と数量を地図で示したのが図3-3-①及び図3-3-②である（出所：OBP34 p.24 SMP & p.23 WMP）。



出所：(OBP34) p. 24, Annex 2: Map of EU Dairy Exports (2000)

図3-3-① 世界のEU酪農品輸出先分類：スキムミルク（SMP）



出所：(OBP34) p. 23, Annex 2: Map of EU Dairy Exports (2000)

図3-3-② 世界のEU酪農品輸出先分類：全乳粉ミルク（WMP）

これらのデータは加工酪農產品の過剰分輸出が途上国へ向けられていることを示している。

3. 2. 2 ジャマイカの酪農產品貿易について

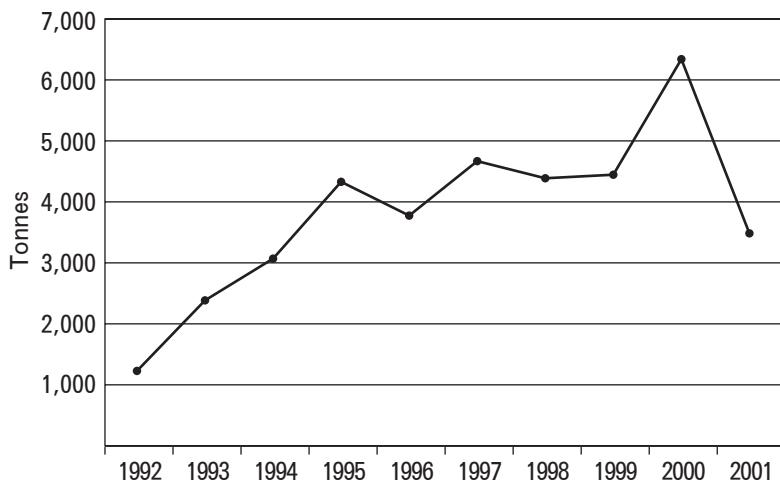
CAFODはその‘CASE STUDY’で、ジャマイカをE Uの農業補助金が途上国農業発展にとって悪い影響を与えていた事例としてとり上げている⁹。

要旨・E Uからジャマイカへの酪農產品・製品の輸入は、ジャマイカ農業に深刻な負荷を齎している。

ジャマイカではJamaica Hopeという世界的に有名な熱帶種牛を自国独自で開発してきた。2003年はこの新種牛の50周年記念の年でもある。しかしながらこの農業開発は現在厳しい局面を迎えている。その一例としては、E Uの補助金付酪農製品が安価でジャマイカに多く輸入されることにより、小規模農民が農業から追い出される現象である。近年のデータ、図3-4はE Uからジャマイカへの固形ミルクの輸入状況を示している。

1992年にE Uから粉ミルク輸入は1,200トンであった。その後順次増加して3年後の1995年以降は平均4,600トン、ピーク時の2000年には6,300トンへと上昇した。

E Uはジャマイカにとって主要な粉ミルク輸入先であり、2000年では、全粉ミルク輸入の67%を占めている。このE U産粉ミルクがジャマイカ市場へ参入しやすい理由は二つあ



出所：CAFOD-CASE STUDY, Importation of Milk Solids into Jamaica from the EU p. 2

図3-4 E Uからジャマイカへの固形ミルク輸入推移

9 CAFOD-CASE STUDY, “Importation of Milk Solids into Jamaica from the EU”

る。

先ず、1992年にジャマイカは粉ミルクの関税を引き下げ、国内酪農への平行補助金が廃止された。これは世界銀行との交渉による、構造調整ローンに付随する諸条件の結果である。

今一つは、EU酪農部門が世界的に最高の保護システムで支持された農業メカニズムで運営されていることによる。1999年のCAP酪農部門への支出は25億ユーロであった。この中の輸出補助金への支出は約15億ユーロ、ジャマイカへの粉ミルク輸出だけでも400万ユーロが使われた。あるNGOの調査によるとEUスキム粉ミルクの輸出価格はその生産コストの半分である。この補助金のレベルはジャマイカ酪農農民が競争できないものである。

ジャマイカ政府のデータ：国内液体牛乳の総消費市場は15,000万リッター、ジャマイカ酪農生産は1,800万リッター国内市場需要を12%供給している。過去2年間だけでジャマイカ酪農生産は35%低下した。即ち1999年2,750万リッターから2002年1,780万リッターへ減少した。ジャマイカ酪農産業部門は現在厳しいし縮小場面にある。このことは最貧農地域の中の最貧農民を窮地へ追い込むことである。

農業はジャマイカ経済に重要な部分を占めている。国民の20%以上が農業に雇用され、人口の40%以上が農村で生活する。

世界銀行の調査によると小規模農は貧しい階層の最大部分を構成しており、農業の存続は貧困克服への重要なニーズである。小規模農にとって既に存在するインフラの貧しさと市場へのアクセスが無いことでの被害を蒙っている。ジャマイカ政府としては関税対策で粉ミルク輸入を抑える対策を講じてきたが、農産物関税と工業品への関税率（途上国への）の差を利用した輸入業者の対応で有効ではない¹⁰。

また、ジャマイカはWTOに加盟しており、対EUでは自国農産物、バナナと砂糖について特恵貿易関係にあり、EUからの輸出品に独自の救済策は取れないジレンマがある。以上途上国ジャマイカへのEU酪農産品のダンピング批判の概略を紹介した。

本稿では省略したが、同様の批判点での分析・検討は前掲の参考文献（OBP34）においてインド（p. 17）、ドミニカ共和国（p. 19）、について行われている。特にEU酪農保護制度の補助金がミルク加工業者と貿易業者へライオンシャアとして取得されている矛盾点をデータと共に指摘している。そしてこのペーパーは次の提案で締めくくられている：

10 筆者注：輸入業者が粉ミルクを工業製品として扱える僅かな工夫（加工など）を施して低関税で輸入する方法のことである。

C A P の M T R に対して：

- …・途上国の貧しい農民生活を脅かす酪農輸出補助金を排除すること、 E U 域内消費水準に生産水準が一致する様にクオータを切り下げる事、 2001 年 E C 会計検査院が勧告したように。
- …・ C A P 農業支持支出を小規模農支援へ、そして農村開発・環境保護へ向けていくように再建する。
- …・ 農業支持・補助金支出の情報を公にして、その透明性を高くしていくこと。 E U 加盟国は補助金の企業への移転状況を年次会計で公表すること。

W T O 農業交渉において；

- …・ E U は、 W T O 第 5 回閣僚会議（ 2003 年 9 月メキシコ）以前に全ての形態での輸出補助金を廃止することに同意すること。
- …・ E U は、発展途上国政府が自國の小規模農民をダンピングから保護する柔軟な施策をとり得るように農業合意の中に開発ボックスを導入する、ということを支持する。

上記の「 C A P 農業支持支出を小規模農支援へ、そして農村開発・環境保護へ向けていくように再建する。」提案は、 C A P の Agenda 2000 改革、 2003 年 6 月の改革に盛り込まれている事項である点を指摘しておきたい。

これらの批判に対して E U は website コラム（アドレスは以下の通り）の Q & A で対応している。しかし、必ずしも本質的な回答になっているとは言えない。

http://europe.eu.int/comm/agriculture/external/wto/bacgrou/qa_en.htm

以上の紹介した分析は十分な根拠（ E U 発表のデータ）をもったものである。だが、戦後の国際貿易は GATT/WTO の枠組みで行われてきた。

従って GATT/WTO 体制の基本を踏まえて貿易当事国夫々の対応を検討していく必要がある。次にこの角度からこれらの問題を見てみたい。

IV GATT/WTO における農産物貿易問題

GATT の多角的貿易交渉が進展し、工業品への関税引き下げがほぼ成功したとの解釈から、ウルグアイラウンドでは農業、知的所有権などそれまで懸案とされてきた分野の交渉が開始された。当初の予想を超えた長期（ 1986 ~ 94 年）に亘る交渉の末、 W T O 発足となった。この間に E U は C A P のマックシャリー改革・ 1992 年改革を実現したのである。

WTOの1999年シアトル第3回閣僚会議以降、途上国の問題提起・主張が会議運営に強く影響してきている。この点を含めて、WTOにおける途上国問題については近藤嘉智氏が詳細に分析・検討を行っている¹¹。

途上国のGATT/WTO加盟国数は1980年61カ国から1999年には110カ国へ増加した。GATT/WTO体制の基本は自由・多角・無差別の貿易体制維持強化をめざすものである。この基本理念に同意して各国は加盟を実現している。途上国の加盟が上記の様に増加していることは夫々加盟国の事情は異なっているが、WTO加盟にメリットを見出していると解釈できる。

前章でとり上げた事例（EU対途上国の農産物貿易問題）は、WTO加盟国独自の政策が貿易と言う形で国際的影響を齎した場合、国際経済システムとして如何に取り上げていくべきか、の問題である。

(OBP34)で分析している途上国問題は、EUの域内政策については詳細分析があるが、途上国の国内政策についてこれに匹敵する詳細分析を欠いている。両者のGATT/WTO加盟と協定条項の適用条件を詳細に分析することが重要である。この点に関しては本稿では未然である。

次回を期したい。

V おわりに

GATT/WTOにおける途上国問題は歴史的に継続してきた事柄である。

EUの域内政策・CAPの立案・施行の時点から、旧植民地を抱えるEU加盟諸国としては、ロメ協定（そしてコトヌ協定へ）を結び途上国へのCAP影響を配慮してきた。しかし、CAP改革の立ち遅れからくる農産物国際市場への影響は論じ続けられている。EUとして最近の発展途上国への対応には次のことを記しておきたい。

1996年WTO第一回閣僚会議（シンガポール）で当時の事務総長・Renato Ruggiero氏がWTO加盟国へ次の要請を強く行った；先進国は最貧国（LDCs）からの輸入にゼロ関税・数量割り当てなしでの市場開放を供与するように、と。

その後の各反応の中でEU提案は重要なものである。即ち、2000年にEU貿易担当委員Pascal Lamy氏は‘Everything But Arms・EBA’ Initiative, を提案した。このEBAは2001年2月28日The Council Regulation No. 416/2001として施行の運びとなった。しかし、LDCsへのEBA initiative適用はバナナ、米、砂糖については2009年まで延期

11 近藤嘉智、「WTO新ラウンド——その論点と展望 第13回 WTOにおける途上国問題」『貿易と関税』第52巻第3号（2004.3），2004年3月，p. 24~31，を参照。

されている。これは E U 域内生産者とカリブ海諸国（砂糖生産国）のロビー活動による。域外からの E U 砂糖市場アクセスへの圧力は存続している。

また、本稿の最終準備の時点（2004年5月10日）で、欧洲委員会はWTO交渉の一部としてではあるが輸出補助金を廃止する準備をしていることを発表した¹²。この事項は本論題にとって重要である。詳細な検討は E B A 問題をも含めて次回を期して行う予定である。

参考文献

1. CAFOD-CASE STUDY
“Importation of Milk Solids into Jamaica from the EU” p. 2/6 ‘Milk Solid Import (Jamaica from EU) の図を引用（図3-4）
2. <http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/l04000.htm> souce
3. http://europa.eu.int/comm/agriculture/agrista/table_en/index.htm: souce
4. Agriculture in the European Union Statistical and economic information 1999
5. http://europa.eu.int/comm/agriculture/new/index_en.htm E U 統計検索用
6. http://europa.eu.int/comm/agriculture/agrista/2003/table_en/en420.htm
7. <http://www.maketradefair.com/. -->Oxfam> E U の輸出補助金廃止を歓迎、とする記事アドレス
8. 農林水産物貿易問題研究会『世界貿易機関〔WTO〕農業関係協定集』財団法人国際食糧農業協会、平成7年
9. 前田啓一『E U の開発援助政策』御茶ノ水書房、2000
10. Oxfam, (2002), RIDDED RULES AND DOUBLE STANDARDS-trade, globalisation, and the fight against poverty-, www.maketradefair.com
11. Bernadette Andreosso-O'Callaghan, (2003), THE ECONOMICS OF EUROPEAN AGRICULTURE, PALGRAVE MACMILLAN
12. 渡辺頼純 編著『WTOハンドブック 新ラウンドの課題と展望』ジェトロ 2003
13. 月刊『貿易と関税』日本関税協会、2004年3月号

12 Agra Europe No, 2105 May 2004 A/1～A/2を参照。

